

第19節 文化活動

第1 在留資格の審査

1 文化活動の在留資格について

国際的な学術文化交流に伴い外国の政府、大学、その他の機関から派遣され、又はそれらの機関等から研究費を支給されるなど、本邦において人文科学若しくは自然科学に関する学術上の活動又は芸術上の活動を行おうとする者が増加している一方、我が国に固有な文化又は技芸について専門的な研究を行い又は専門家の指導を受けてこれらを修得する目的をもって来日する者も増加している。「文化活動」の在留資格は、このような状況を考慮して設けられたものである。

2 該当範囲

入管法別表第1の3の表の「文化活動」の項の下欄は、本邦において行うことができる活動を以下のとおり規定している。

収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化若しくは技芸について専門的な研究を行い若しくは専門家の指導を受けてこれを修得する活動（四の表の留学の項から研修の項までの下欄に掲げる活動を除く。）

(1) 活動の分類

「文化活動」の在留資格には、次に掲げる活動が該当する。

- ア 収入を伴わない学術上の活動
- イ 収入を伴わない芸術上の活動
- ウ 我が国特有の文化又は技芸について専門的な研究を行う活動
- エ 我が国特有の文化又は技芸について専門家の指導を受けてこれを修得する活動

(2) 用語の意義

ア 「収入を伴わない学術上の活動」とは、外国の大学の教授、准教授、助教、講師等や外国の研究機関から派遣された者が報酬を受けないで行う調査・研究活動、大学教授等の指導の下に無報酬で研究を行う研究生の活動等当該活動に基づいて収入を得るものではない学術上の活動がすべて含まれる。

専修学校等として認可を受けていない外国大学の日本分校に入学して行う学術上の活動も含まれる。

報酬を受けないで行うインターンシップの活動（外国の大学生等が学業等の一環として、我が国の企業等において実習を行う活動）も含まれる。

(注) 報酬を受けて行うインターンシップの活動及びインターンシップの留意点については、第26節第1の2(8)イを参照

イ 「我が国特有の文化又は技芸」とは、我が国固有の文化又は技芸、すなわち、生花、茶道、柔道、日本建築、日本画、日本舞踊、日本料理、邦楽などのほか、我が国固有のものとはいえなくとも、我が国がその形成・発展の上で大きな役割を果たしているもの、例えば、禅、空手等も含まれる。

ウ 「我が国特有の文化若しくは技芸について専門家の指導を受けてこれを修得する活動」とは、我が国特有の文化又は技芸に精通した専門家から個人指導を受けてこれを修得する活動をいう。

エ 「専門家」とは、単に各分野において免許を有し、又は何らかの肩書を有するのみならず、反復継続してその分野で指導を行い、又は行ったことのある者をいう。

(3) 他の在留資格との関係

ア 外国人の行う活動が「文化活動」の在留資格に該当する場合であっても、法別表第1の4の表の留学の項の下欄に規定する教育機関等において教育を受ける活動であるときは「留学」の在留資格に該当する。

イ 法別表第1の4の表の留学の項の下欄に規定する教育機関等以外の本邦の公私の機関に受け入れられて、報酬を受けないで、技能、技術又は知識を修得する活動を行うときは「研修」の在留資格に該当し、「文化活動」の在留資格には該当しない。

3 審査のポイント

(1) 在留資格の決定時

ア 申請書の入国目的又は希望する在留資格欄が「文化活動」であること、活動内容欄、経歴欄及び立証資料により、行おうとする活動が「文化活動」の在留資格に該当するものであることを確認する。

イ 申請書の滞在費支弁方法及び立証資料により、申請人が本邦で滞在を予定する期間において、就労することなく、「文化活動」の在留資格をもって活動するに十分な滞在費等支弁能力があることを確認する。

(2) 在留期間の更新時

ア 申請書の活動内容欄、経歴欄及び立証資料により、行おうとする活動が引き続き「文化活動」に該当することを確認する。

イ 申請書の滞在費支弁方法及び立証資料により、申請人が本邦で滞在を予定する期間において、就労することなく、「文化活動」の在留資格をもって活動するに十分な滞在費等支弁能力があることを確認する。

(3) その他の留意事項

学術上の活動等に従事する外国人研究者が、本邦の機関等から研究費、奨励金等を受領して当該活動に従事する場合は、「教授」、「研究」、又は「文化活動」の在留資格が決定されている。

報酬ではない研究費、奨励金等が本邦の機関等から外国人研究者に対して支給される場合、在留資格の決定については、次によることとする。

ア 「収入を伴わない」とは、「たとえ金銭を受領する場合でもそれを自己のものとすることがない」場合も含まれると解される。本邦の機関等から支給される研究費は、あくまで研究目的のためにその全額が支出されるというのであれば受領者のものとはならないことから、その限りにおいて「収入を伴う」ことにはならないと解される。この点は、奨励金や滞在費として支給されているものについても同様である。

イ 一方、たとえ研究費、滞在費等の名目であっても受領した金銭の一部が実費として使用されることなく自らのものとなるとすれば、それは仮に報酬ではないとしても「収入」となり、その活動は「収入を伴う」ものと解されるので、「文化活動」の在留資格ではなく、「教授」その他の就労可能な在留資格に該当する活動として判断する。

ウ なお、外国人研究者に対して支給される研究費、奨励金等の名目の金銭について、研究目的のために又は実費としてその全額が費消されることが確認されない場合は「収入」として扱い、「教授」その他の就労可能な在留資格に該当する活動として判断する。

4 立証資料

第31節別表のとおり。

5 在留期間

在留期間	運用
3年	次のいずれにも該当するもの ① 申請人が入管法上の届出義務（住居地の届出、住居地変更の届出、所属機関の変更の届出等）を履行しているもの（上陸時の在留期間決定の際には適用しない） ② 外国大学の日本分校に入学して学術活動を行うもの ③ 活動予定期間が1年を超えるもの
1年	3年、6月又は3月の項のいずれにも該当しないもの
6月	活動実績から、在留状況を6月に1度確認する必要があるもの
3月	活動予定期間が3月以下であるもの

※1 申請人が各種の公的義務を履行していない場合は、当該義務不履行の態様等を勘案し、在留の可否、許可する場合の在留期間を検討することとなる。

2 刑事処分を受けた者は、その犯罪及び刑事処分の内容等を勘案し、在留の可否、許可とする場合の在留期間を検討することとなる。

3 [REDACTED]

(1) [REDACTED]

ア [REDACTED]

[REDACTED]

イ [REDACTED]

[REDACTED]

(2) [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

4 中長期在留者からの在留期間更新許可申請時においては、就労予定期間が残り3月未満の場合であっても、中長期在留者から除外されることのないよう、原則として「3月」ではなく「1年」を決定する。

第2 応用・資料編

1 外国大学の日本分校に入学して行う学術上の活動

(1) 次の場合は「留学」の在留資格による。

ア 当該分校が専修学校等として認可を受けている場合

イ 当該分校が外国の大学、大学院又は短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が告示により指定したものである場合

(2) 外国の大学が本邦に設置した日本分校に当該大学の本校の学生が転校する場合には、次に掲げる条件のいずれも満たしている場合に「文化活動」の在留資格に該当する。

ア 日本分校について

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED] 在留資格認定証明書交付申請がなされた場合は、同校の概要、本校との提携関係に関する資料、分校の設置に対する本国の公的機関の認定、カリキュラム、教職員、在籍学生、本校学生の受入れ実績・計画

に係る資料を提出させ、次に掲げるいずれの条件をも満たしていることが確認された場合に限り、同校への在留資格「文化活動」による受入れを認めることとする。

- (ア) 本校の学生の受入れについて、十分な受入れ体制及び指導体制が確保されているものと認められること。
- (イ) 日本分校における学習科目の中に、「我が国特有の文化又は技芸」の研究又は修得に係るものが相当程度含まれていること（「文化活動」の在留資格該当性を担保する程度のものであることを要する。）。
- (ウ) 日本分校における所定の科目の履修により、本校におけるのと同様に単位認定が受けられるものであること。

イ 外国人学生について

次の条件をいずれも満たしている学生に限る。

- (ア) 本邦入国前に本校が所在する国に1年以上継続して適法に滞在しており、かつ、本校の正規の学生又は大学院生で、本校の指示又は承認を受けて、日本分校で学ぶために本邦に入国・在留を希望するものであること。
- (イ) 本邦に在留する期間中の生活に要する費用を支弁する十分な資産、奨学金その他の手段を有すること（本人以外の者が上記の生活に要する費用を支弁する場合を含む。）。
- (ウ) 日本分校における勉学等を修了した場合において、卒業したときは本国に帰国するものであること、卒業しないときは本校に戻り引き続き在籍するものであること。

(3) 立証資料

- ア 分校に移籍する旨の転校許可書（滞在予定期間を含む。）
- イ 本国の大学の在学証明書
- ウ 修得予定科目に係る疎明資料（「我が国特有の文化又は技芸について専門的な研究を行い、又は専門家の指導を受けてこれを修得する」ものが含まれていることを要する。）
- エ 外国人本人の履歴書及び履歴を証明する資料（卒業証明書、職歴を証明する資料等）
最終学歴については、専攻した科目及び卒業（又は中退）証明書
- オ 本邦滞在に必要な一切の費用を支弁できることを証明する資料
- カ 外国人本人作成の卒業後の進路を説明する文書

(4)

1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				

ア [Redacted]

イ [Redacted]

2 インターンシップ（外国の大学生等が学業等の一環として、我が国の企業等において実習を行う活動）

- (1) インターンシップの活動に従事しようとする者には、本邦の公私の機関から報酬を受ける場合にあっては、「特定活動」の在留資格を付与し（告示9号）、報酬を受けない場合にあっては、滞在期間が90日を超えるときは「文化活動」の在留資格を、滞在期間が90日を超えないときは「短期滞在」の在留資格を付与する。
- (2) インターンシップの活動による滞在期間は、1年を超えないものとする。
- (3) インターンシップの審査に当たっては、「特定活動」（インターンシップ（告示9号））（第26節第1の2（8））の立証資料を参照し、審査ポイントに留意の上、審査する。

3 [Redacted]

- (1) [Redacted]
- (2) [Redacted]

[Redacted]
(3) [Redacted]
[Redacted]

4 [Redacted]

(1) [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

(2) [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

(3) [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

5 [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

6 JICAが実施する長期研修プログラムの研修員として招へいされた留学生在卒業後に
インターンシップに従事する場合

(1) 次のいずれかに該当する場合は「文化活動」の在留資格に該当する。

ア 教育機関卒業後のインターンシップの期間が3月以上の場合

イ 教育機関卒業後のインターンシップの期間が3月未満であり、「留学」の在留期間経過後にインターンシップが終了する場合

(注) 卒業後のインターンシップの期間が3月未満であり、「留学」の在留期間内にインターンシップが終了する場合は、当該「留学」の在留資格をもってインターンシップを行って差し支えない。

(2) 立証資料

次の全てが記載されたJICAからの推薦状のみとし、改めて「当該活動を行おうとする機関の概要を明らかにする資料」及び「学術上又は芸術上の業績を明らかにする資料」(入管法施行規則別表第3文化活動の項下欄各号に掲げる資料)の提出は不要とす

る。

ア 留学生の身分事項（国籍，氏名，生年月日）

イ JICAの研修員として招へいされた留学生であること（個別の事業名は記載なし）

ウ 滞在費をJICAが給付していること（給付額も明記する。）

エ インターンシップ実施機関の名称・所在地及び実施期間

（注1）申請書の所属機関等作成用は，インターンシップ先の企業又はJICAが作成する。

（注2）本件取扱い対象となる事業は，「ABEイニシアティブ」，「イノベーター・アジア事業」及び「資源の絆」のみであるが，対象となる事業が追加された場合は，入管WANの[REDACTED]に掲載する。